

## 障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン） を受けた競技団体間の連携の推進について

上記報告書において、東京大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現の観点から、「障害者スポーツの普及」、「パラリンピック競技等におけるアスリートの発掘・育成・強化」、「障害者スポーツ団体」、「地域における障害者スポーツの推進体制」の各事項について、今後の在り方を議論、方向性を示したところです。特に「障害者スポーツ団体」については、「オリ・パラ一体」や団体組織基盤強化を進めるため、オリンピック・パラリンピック競技団体や障害者スポーツ団体間の連携の必要性が指摘されています。

各統括団体におかれては、報告書の内容を踏まえ、まずは競技の共通性や親和性の高い団体間の連携の一層の充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 【国による推進施策】

#### ○障害者スポーツ団体の組織基盤強化（競技団体の組織基盤強化支援事業）

競技活動の充実や持続可能な組織基盤を確立・強化するため、団体間の統合・連携方策等を実施する障害者スポーツ団体に対する支援を拡充する。

#### ○障害者スポーツ団体の連携・統合の支援（スポーツ・インテグリティ推進事業）

スポーツ団体間の連携の強化、統合を含む団体の新たな在り方の検討を支援するため、コンサルティングや手引きの作成等、団体毎の課題等の洗い出しや検討を進める支援メニューを新設。

#### ○統合した団体の助成金額算定における配慮（競技力向上事業）

団体間の統合を推進するため、統合する団体の助成金額算定にあたり、統合前よりも減額となることがないように配慮する。

### 【報告書における関連記述（抜粋）】

#### 2. 具体的な施策の展開について

##### （3）障害者スポーツ団体の在り方

＜現行の取組＞

- パラリンピック競技団体については、オリンピック競技と同一の団体は3団体に過ぎず、競技毎に団体が存在し、競技によっては障害種別に異なる団体が存在。団体の規模は、小規模なものが多く、総収入 5,000 万円以下の団体が6割を占め、職員数のうち有給スタ

ップ数は、ほぼ全ての団体が10人以下であり、3人以下の団体が6割を占める。専用事務所を保有していない団体も多く、日本財団パラスポーツサポートセンターにより共同オフィスやバックオフィス機能の提供が行われている。

- オリ・パラが統合している国際競技団体（IF）は11競技（※3）あり、国内オリンピック委員会とパラリンピック委員会が統合している国は4か国（※4）。

（※3）アーチェリー、カヌー、カーリング、自転車、卓球、テコンドー、テニス、トライアスロン、馬術、  
バドミントン、ボート

（※4）アメリカ、オランダ、ノルウェー、南アフリカ

- 令和4年度より、競技団体間の連携・統合を含め、経営力強化を図るための取組に対する財政支援を実施している。

#### <ヒアリングで出た主な意見>

- IFが統合されていることがオリ・パラ統合の前提となる。統合のメリットとしては、育成・強化面における効果のほか、補助金等手続きの効率化、またマーケティングを一本化することによる企業への高い訴求力。さらに、健常者のスポーツだけでは醸成が困難な多様性に係る価値観を関係者が得られることがあげられる。一方で団体統合の大きな障害としては、助成金が減額される可能性があることと役員数が減ること。また、スポンサー企業の重複等が考えられる。

#### <今後の方向性>

- 共生社会の実現に向け、健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉えるとした前述の理念を踏まえるとともに、競技活動の充実や持続可能な団体運営を図っていく観点から、競技の共通性や親和性の高い団体間の統合も視野に入れた連携の促進に取り組む必要がある。

#### <対応する方策>

- 東京大会で掲げられた「オリ・パラ一体」の理念のもと、競技特性やIFの在り方等の事情を十分に考慮した上で、オリンピック競技団体とパラリンピック競技団体又は障害者スポーツ団体間の統合も視野に入れた連携環境の整備を進める。具体的には、団体に対する組織基盤強化支援を引き続き実施する他、団体間で現状行われている連携の取組の強化に向けて、団体毎の課題等の洗い出しを進める。また、団体が統合した場合に機械的に強化費が削られないようなスキームを検討する。

## 検討の背景

東京2020パラリンピック競技大会は、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を意識させる契機となった。東京大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、2030年冬季パラリンピックの札幌招致の動き等も踏まえ、障害者スポーツ振興方策を総合的に検討することを目的として、高橋文部科学大臣政務官を座長とする「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」を文部科学省内に令和4年6月設置。

（検討体制）

座長：高橋文部科学大臣政務官 事務局長：スポーツ庁審議官

構成員：スポーツ庁政策課長、政策課企画調整室長、健康スポーツ課長、健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長、競技スポーツ課長、初等中等教育局特別支援教育課長

## 基本的な考え方・方向性

- ◆ 健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ユニバーサルスポーツ」の考え方を施策全般において推進。
- ◆ 障害者スポーツの普及に当たっては、障害者のスポーツへのアクセスの改善に向けて、DX等の活用も含め、多面的に取り組む。
- ◆ アスリートの発掘・育成・強化に当たっては、地域の環境整備を進めるとともに、競技成績への影響が大きいクラス分け機能を大幅に強化することが必要。
- ◆ 施策展開の前提として、一般的に脆弱とされる障害者スポーツ団体の組織基盤の強化や地方公共団体の体制整備に向けた改革が急務。

## 具体的な方策

### （1）障害者スポーツの普及

- 都道府県等による障害者スポーツセンターの整備を促す。  
（障害者スポーツセンターの在るべき機能等について、別途スポーツ審議会等において検討）
- 障害の有無、重度障害等障害の程度に関わらず、場にとらわれないスポーツの推進やDX等の活用も含め、ともにスポーツを楽しむ機会を持続的に創出できる体制の構築を促進。

### （2）パラリンピック競技等におけるアスリートの発掘・育成・強化

- パラリンピック競技のコーチ・スタッフ配置に係る支援の充実を図るとともに、国際競技大会派遣への支援を拡大。
- クラス分けセンターの整備に向けた取組を加速。
- 地方公共団体のアスリート発掘の取組、医・科学サポート体制の整備を支援し、地域におけるパラアスリートの発掘・育成環境を構築。

### （3）障害者スポーツ団体

- オリ・パラ競技団体又は障害者スポーツ団体間の統合も視野に入れた連携環境の整備。
- 障害者スポーツを通じた社会課題の解決に取り組む民間企業と障害者スポーツ団体の連携・協働関係の構築を促進。
- 都道府県体育・スポーツ協会と都道府県障害者スポーツ協会との連携を推進。

### （4）地域における障害者スポーツの推進体制

- 都道府県等におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部署の連携体制の整備を計画的に推進。

### （5）その他

- 特別支援学校等の運動部活動の円滑な地域移行、生徒のスポーツ参画促進のための大会整備等。